

災害時等応急対策活動に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と第一環境株式会社東北支店（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害及び水道施設等事故並びに渇水及び濁水（以下「災害等」という。）が発生し、水道水の供給に支障が生じた場合において、相互に協力して応急対策を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等に伴い水道水の供給に支障が生じた場合に、甲乙協力して、応急対策を実施することに関する基本事項を定め、災害等に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において、甲のみでは十分な応急対策を実施することができないと認められるときは、乙に対して協力要請することができるものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲からの応急対策活動への協力要請があった場合においては、資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

（協力要請手続き）

第4条 前条の規定による協力の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害等及び水道施設の被災状況
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) 必要人員
- (4) 応急対策活動の場所
- (5) 応急対策活動の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応急対策活動の実施）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動の要請を受けたときには直ちに甲が指定する場所に出動し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定された場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を実施するものとする。

2 乙は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、使用した資機材等を甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が終了したときは、速やかに活動の概要及び写真を甲に報告するものとする。

（応急対策活動の内容）

第6条 乙が行う応急対策活動は、概ね次に掲げるとおりとする。

- (1) 配水支援活動

- (2) 応急給水活動
- (3) 広報活動
- (4) 電話及び窓口対応
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項
(費用負担)

第7条 応急対策活動に要した費用については、甲が定める基準に基づき、災害等の発生時に緊急対応することにより生じる乙の費用を考慮し、甲乙協議の上決定し、甲が当該費用を負担するものとする。

(災害補償)

第8条 乙の応急対策活動の従事者がこの協定の実施により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、災害等情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第10条 乙は、この協定による応急対策活動に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(防災訓練等)

第11条 乙は、災害等の発生時における応急対策活動が円滑に遂行できるよう、甲の行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらにこの協定が1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び各条項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 山形県鶴岡市のぞみ町2番10号
鶴岡市
鶴岡市長 榎本政規

乙 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号
第一環境株式会社 東北支店
支店長 根岸弘行